

○高齢者総合福祉施設「めぐみ荘」条例施行規則

平成17年2月25日

津山市規則第54号

改正 平成18年3月31日規則第9号

令和2年7月31日規則第89号

令和5年3月22日規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、高齢者総合福祉施設「めぐみ荘」条例（平成17年津山市条例第107号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用申請)

第2条 条例第9条第1項の規定により高齢者総合福祉施設「めぐみ荘」（以下「めぐみ荘」という。）の利用許可を受けようとする者は、めぐみ荘利用（変更）許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。許可を受けた事項又は内容を変更しようとするときも、同様とする。

(利用許可)

第3条 市長は、めぐみ荘の利用を許可したときは、めぐみ荘利用許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

(利用許可の順位)

第4条 利用許可の順位は、申請順によるものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(利用料金の免除)

第5条 条例第12条の規定によりめぐみ荘の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金を免除することができる。

(1) 津山市内の公共的団体が、公共的目的のために利用するとき。

(2) その他市長が特に必要と認めるとき。

2 前項の利用料金の免除を受けようとする者は、めぐみ荘利用料金免除申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(利用時間の解釈及び延長)

第6条 利用時間は、実際に利用する時間のほか、その準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

2 利用者は、利用を開始した後においては利用時間を延長することができない。ただし、市長が特に認めた場合で、延長する利用時間に係る利用料金が納付されたときは、この限りでない。

(利用許可の取消し)

第7条 利用者は、めぐみ荘の利用許可の取消しの承認を受けようとするときは、めぐみ荘利用許可取消申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(利用料金の還付)

第8条 条例第13条ただし書の規定により、既納の利用料金を還付することができる特

別の理由とは、災害又は利用者の責めに帰さない事由により、めぐみ荘を利用することができなくなった場合とする。この場合における、還付額は全額とする。

- 2 前項の利用料金の還付を受けようとする者は、めぐみ荘利用料金還付申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（遵守事項）

第9条 めぐみ荘の利用者及び入場者は、次の事項を守らなければならない。

- （1） 許可なくして募金その他これに類する行為をしないこと。
- （2） 許可なくして物品の販売、宣伝、広告その他これらに類する行為（非営利行為を含む。）をしないこと。
- （3） 許可なくして壁、柱、扉等にはり紙をし、又は立看板等を取付けないこと。
- （4） 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- （5） 前各号のほか職員の指示する事項

- 2 利用者は、前項に規定することのほか、次の事項を守らなければならない。

- （1） 利用する施設の定員を超えて入場させないこと。
- （2） 火災、盗難、人身事故その他の事故の防止に努めること。
- （3） 入場者に前項に規定する事項を遵守させること。

（毀損等の届出）

第10条 めぐみ荘の施設、設備又は器具を毀損し、汚損し、又は滅失した者は、その旨を直ちに市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

（指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用）

第11条 条例第4条の規定により市長が指定する法人その他の団体（以下この条において「指定管理者」という。）にめぐみ荘の管理を行わせる場合における第2条から第8条まで及び第10条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とし、様式第1号から様式第5号までの様式中「津山市長」とあるのは「指定管理者」とする。

（回数券の有効期限）

第12条 条例第11条第3項に規定する回数券の有効期限は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による議会の議決ごとに、同条第5項の規定により定められた指定管理者ごとの指定期間が満了する日までとする。

（その他）

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年2月28日から施行する。

（利用料金の免除の特例）

- 2 令和2年8月1日から同年11月30日までの間における本市の住民の温泉施設の利用は、第5条第1項の規定にかかわらず、利用料金を免除することができる。この場合において、免除を受けようとする者は、同条第2項の申請書の提出を省略することがで

きる。

付 則（平成18年3月31日規則第9号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（令和2年7月31日規則第89号）

この規則は、令和2年8月1日から施行する。

付 則（令和5年3月22日規則第8号）

この規則は、令和5年7月1日から施行する。